

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 川島町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	6	3	40,270	7	1,170	0	39,100
1	71	塩化第二鉄	1	10	130,000	5	130,000	0	0
1	80	キシレン	7	1	502,520	2	1,520	0	501,000
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	1	364,550	4	2,550	0	362,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	4	5	39,800	8	0	0	39,800
1	300	トルエン	5	4	1,233,000	1	23,000	0	1,210,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	394,000	3	0	0	394,000
1	400	ベンゼン	4	5	73,000	6	0	0	73,000
1	438	メチルナフタレン	3	8	12,000	10	6,200	0	5,800
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	9	20,600	9	20,600	0	0
3	33	ニ-プトキシエタノール	1	10	770	11	770	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	760	12	760	0	0
合計			—	—	2,811,270	—	186,570	0	2,624,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。